

最終更新日:2015年4月21日

シーアールイー

代表取締役社長 山下 修平

問合せ先:経営企画本部経営企画部

証券コード:3458

03-5572-6600(代表)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念を実践し企業価値を高めるためには、健全な経営システムのもと適時・適切な情報開示により経営の透明性を確保するなどコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると考えております。

また当社では、コンプライアンスを社会に対する責任を果たすための重要な基礎として捉えており、その徹底が利益ある成長を持続し、企業価値を高めるための不可欠の要件であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化とともにコンプライアンス経営を積極的に推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
京橋興産株式会社	3,944,950	81.76
公共建物株式会社	139,900	2.90
ケネディクス株式会社	24,100	0.50
株式会社三井住友銀行	24,100	0.50
株式会社みずほ銀行	24,100	0.50
株式会社三菱東京UFJ銀行	24,100	0.50
EIクリーンテック投資事業有限責任組合	24,100	0.50
シーアールイー従業員持株会	14,000	0.29

支配株主(親会社を除く)の有無	京橋興産株式会社
-----------------	----------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

当社は現在自己株式を保有しておりますが、上場時に自己株式処分による公募を実施する計画です。

京橋興産株式会社は、当社代表取締役である山下修平及びその近親者の資産管理を目的として設立された会社であり、親会社には該当いたしません。山下修平の近親者が全株式を保有しており、山下修平及びその近親者が役員に就任しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	7月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引については、原則行わないこととしており、本書提出日現在、取引は行われておりません。

なお、支配株主との間で取引を開始する場合には、リスク・コンプライアンス委員会にて当該取引の内容の妥当性・適正性について諮り、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として、取締役会の承認のもとに取引を実施することとしており、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石久保 善之	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石久保 善之	○	—	石久保氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、当社経営に対する適切な助言等による当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役に選任しております。 また、独立性が疑われるような属性は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、監査役会にて内部監査実施状況を報告し、意見交換を行っております。
常勤監査役は内部監査実施時に同行し助言等を行う他、日常的に情報交換を行う等、緊密に連携しております。
会計監査人とは、年度決算に際して会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、必要に応じ、監査計画・監査実施状況等についての情報交換を行い、相互に連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桶谷 吉隆	他の会社の出身者													
山田 毅志	公認会計士													
清水 琢磨	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桶谷 吉隆	○	—	桶谷氏は、30年以上にわたる上場会社での勤務経験と、上場会社1社と未上場会社1社における監査役としての経験を有しており、当社の業務執行に対する的確な監査を行うことが可能であると判断しております。 また、独立性が疑われるような属性は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
			山田氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に関する客観的かつ中立公正な監査を行うこと

山田 毅志	○	—	が可能であると判断しております。 また、独立性が疑われるような属性は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
清水 琢磨	○	—	清水氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、企業法務やコーポレート・ガバナンス等の見識を生かし、経営全般に関する客観的かつ中立公正な監査を行うことが可能であると判断しております。 また、独立性が疑われるような属性は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役1名と社外監査役3名の計4名は独立役員の要件を満たしており、当社は社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しており、当社取締役、執行役員、部長、及び子会社執行役員を付与対象者としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び従業員に対し、当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として付与しております。
付与対象者「その他」は、平成26年8月より当社の完全子会社となったストラテジック・パートナーズ株式会社の執行役員2名であります。子会社化決定後、株式取得日前にストックオプションの付与を行ったため、付与日時点では子会社の従業員ではなく、「その他」となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の協議により、報酬額を内規に基づき決定しております。
また、退職慰労金は支給しないものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理本部総務人事部で行っております。取締役会の資料は、原則として事務局である総務人事部

より事前に送付し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討を行う時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a)取締役会

取締役会は取締役5名により構成され、原則として毎月1回開催しております。なお、取締役5名のうち1名は、社外取締役として選任されております。これにより、外部の客観的及び中立的な意見を取り入れ、経営監督機能が十分に発揮できる体制を整えております。

(b)監査役会

監査役会は監査役3名により構成され、原則として毎月1回開催しております。監査役3名全員が社外監査役であり、3名のうち1名は常勤監査役として常時執務し、社内の主要な会議にも積極的に参加しております。また、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

(c)執行役員制度

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離することにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図るとともに、経営の効率化及び意思決定の迅速化、取締役会の活性化を目指し、執行役員制度を導入しております。

取締役会決議事項等の業務執行に関する重要な事項については、原則として毎週1回開催する執行役員会で審議を行うこととしております。執行役員会は、常勤取締役と執行役員で構成されております。また、常勤監査役は執行役員会に出席し、意見具申等を行うことで業務執行の適法性を監督しております。

(d)内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、人員は専任1名であります。内部監査室は監査役会及び会計監査人と緊密に連携しながら、当社全体を対象に定期的な実地監査及び書類監査を実施しております。監査対象部門から知り得た情報は代表取締役社長へ報告し、業務の改善に役立てるとともに、関係者に対して監査結果をフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。

(e)リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス重視の経営及びリスク管理の推進及び強化を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則として四半期に1回開催しております。本委員会は、当社の常勤取締役及び監査役、管理本部長及び内部監査室長、弁護士、公認会計士等の外部有識者で委員会の決議により任命された者により構成されており、社内諸規程及び各種法令等に基づく適切な経営を実現するため、社内外の問題について検討、諮問を行っております。また、当社では従業員からの法令違反等に関する通報を適切に処理するための通報窓口を設置し不正行為等の早期発見と是正を図ることにより、コンプライアンス体制の強化に向けた体制を構築しております。

(f)投融資委員会

当社は、意思決定の迅速化及び機密情報保守の徹底を目的とし、投融資委員会を設置しており、議案があるときに随時開催しております。本委員会は、取締役、経理財務部長、経営企画部長で構成されており、財務方針、資金計画、資本政策及び重要な投資案件等の審議・検討を行い、方針を決定いたします。その後、必要な社内手続きを経て承認されますが、投融資委員会で決定された方針が最大限尊重されます。

(g)会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人並びに金融商品取引法に基づく会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

(h)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る一方、社外取締役を加えた取締役会による業務執行の監督機能、及び監査役会による監督・監査機能の整備・運用により、適切なガバナンス体制の整備を図っております。

また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期に発送できるよう、努力いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月期決算であるため、定時株主総会は10月下旬に開催しております。そのため、集中日での開催は回避できていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を実施する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に株主・投資家向けのページを設け、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料等を公表する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、証券取引所の定める規則に従い、適時・適切な情報提供を行うことが重要だと考えております。当社ホームページへの資料掲載等を通して、積極的な情報提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会にて決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内外環境の変化に応じて、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた継続的な改善・充実に図り、ガバナンスの強化に向け取り組んでおります。なお、「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

(取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

- 取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監督する。
- 役職員は、「倫理規程」に基づき、法令・定款を遵守した行動を取る。
- 業務遂行にあたり、コンプライアンス体制の推進、維持について、リスク・コンプライアンス管理規程に則り、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- 内部監査室は代表取締役社長の直轄として設置され、内部監査規程に基づき、独立した組織的立場において、定期的に内部統制システムの運用状況について内部監査を行い、改善が必要な事例については、その解決のために指導を行う。
- 当社グループは、内部者通報者保護の観点から、役職員が社内において法令違反行為が行われ、又は行われようとしていることを知りえた場合には、通報しやすい窓口として内部者通報制度を整備するとともに、通報者に対しては、不利益な取り扱いが行われない体制を確保する。
- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない旨を「倫理規程」に定め、周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事実の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

(取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制)

機密文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。文書等の保管期間および保管場所は、機密文書管理規程に定めるところによる。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

リスク・コンプライアンス管理規程に従い、リスク管理体制を明確にするとともに、内部監査室が部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。当社グループの特性上重要度の高いリスクである一定額以上の不動産投資案件については、投融資委員会において、総合的な判断で管理する。組織横断的リスク状況の監視ならび全社対応は総務人事部及び経理財務部がこれを行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催することで、迅速かつ適切な意思決定を行う体制を整備している。執行役員制度の導入により、取締役が経営上の判断業務に専念できる体制とし、取締役の職務執行の効率性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速に対応した意思決定を行えるように、取締役会専決事項を含む重要な事項を審議する機関として週1回定時で執行役員会を開催している。取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の関連諸規定を定め、権限と責任を明確化している。

以下の経営管理システムにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

- 取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3年を期間とする中期事業計画を策定する。
- 取締役会は、中期事業計画に基づき、毎期事業部門毎の業績目標と予算を作成する。設備投資、新規事業等については、原則として、中期事業計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- 各本部を担当する執行役員は、各本部が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定する。
- 前項の決定にあたり、職務分掌規程、職務権限規程および稟議規程との整合性に留意し、必要に応じ取締役会承認のもと上記規程を改定する。
- 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次ベースで迅速に管理会計としてデータ化し、取締役および取締役会に報告する。
- 取締役会は、毎月この結果をレビューし、目標未達の場合は、その要因を排除・低減する改善策を報告させる。
- 前項の議論を踏まえ、各本部を担当する執行役員は、各本部が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務執行体制を改善する。

(監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項)

必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行う。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役スタッフは、その命令に関して、取締役その他の者から指揮命令を受けないものとする。

(取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項)

取締役および使用人は、法定の事項に加えて、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときには、法令に従い監査役に報告する。常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、執行役員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、重要な契約書等の文書等を閲覧し、必要に応じて担当執行役員または使用人にその説明を求める。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

監査役会による各本部担当執行役員および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を半期に一度設けるとともに、代表取締役社長、監査法人及び内部監査室それぞれの間で定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「反社会的勢力による不当要求への対応要領」及び「反社会的勢力の排除にかかる信用調査実施要領」を定め、反社会的勢力からの不当要求行為に対し組織的に対処することで断固として排除し、不当要求行為に対する被害を防止すること及び社会的責任の観点から反社会的勢力との関係遮断への取り組みを推進しております。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた社内体制の整備状況及び具体的な取り組み

当社は、取締役および監査役等で構成するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力の関与を監視する体制を整えております。運用面におきましては「反社会的勢力による不当要求への対応要領」を策定し、この要領に基づいた対応を全従業員に周知徹底しています。また、

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しており、反社会的勢力の情報収集を行い、積極的に排除していくよう取り組んでおります。

また、当社で使用している全ての雛型契約書には、国土交通省発表の「反社会的勢力排除のための標準モデル条項例」に沿った内容の反社会的勢力排除条項を記載しております。そのため、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、即時に契約解除することができる内容となっております。

また、「反社会的勢力の排除にかかる信用調査実施要領」を定め、取引先をはじめ、役員、従業員、株主に対し信用調査を実施する旨及び実施の方法について定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

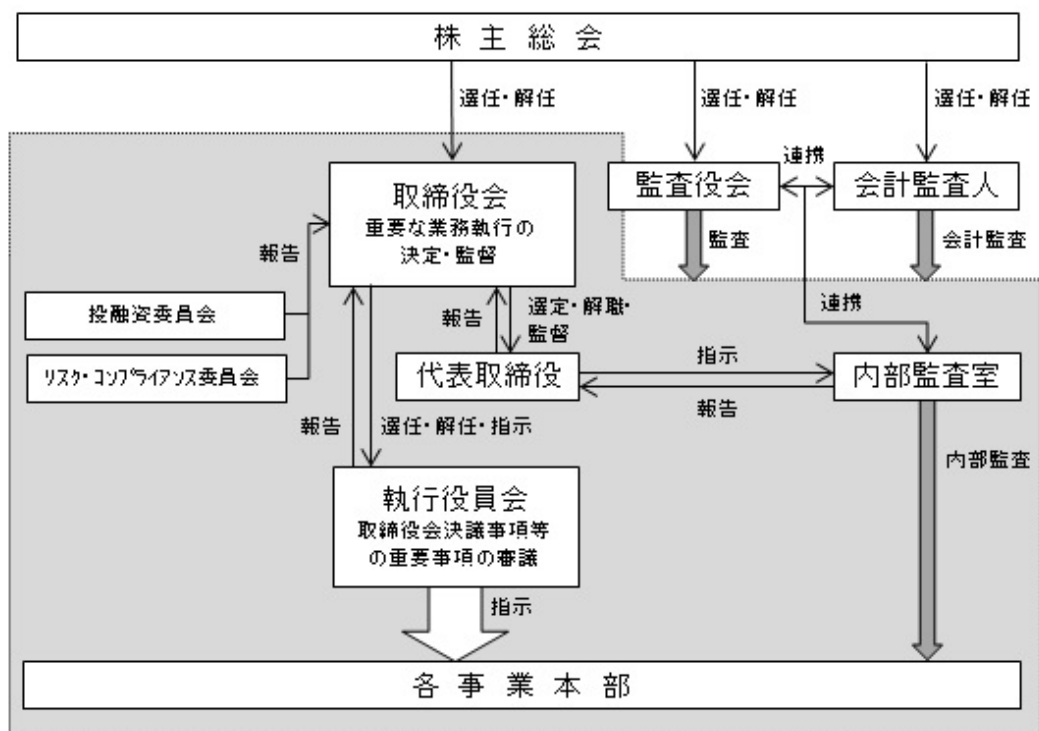
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

